

【たたき台】 富良野市文化芸術推進条例（仮称）

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、文化芸術施策を推進するに当たっては、文化芸術の意義と価値を尊重しつつ、観光、まち育て、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう努める。

3 市は、市民が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動を行い、文化芸術の継承又は普及することができる環境を整備するよう努める。

4 市は、市民及び市を訪れる者が日常的に文化芸術に親しめる機会を提供するよう努める。

5 市は、広く市民と連携し、文化芸術の振興を図るとともに、文化芸術関連施策の策定及び推進に当たっては、広く市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努める。

6 市は、市が行う施策に文化芸術の視点を取り入れるよう努める。

7 市は、公正かつ中立な立場で、表現の自由の保障に努める。

8 市は、文化芸術の推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

- 第4条（市の責務）？項目1が無いと不自然
- 有機的の意味が分かりにくい

（市民の権利及び役割）

第5条 市民は、自ら文化芸術を享受し、及び文化芸術活動を行う権利を有する。

2 市民は、第3条に規定する基本理念を理解し、相互に理解し、尊重し合い、主体的に文化芸術の創造、発信、及び発展に努める。

（文化芸術団体及び事業者の役割）

第6条 文化芸術団体は、第3条に規定する基本理念を理解し、自主的かつ創造的な文化芸術活動を一層促進するとともに、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努める。

2 事業者は、第3条に規定する基本理念を理解し、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努める。

(人材育成)

第7条 市は、文化芸術活動の担い手の育成及び確保に必要な施策を講じるよう努める。

2 市は、将来にわたり市民の文化芸術活動を推進するため、文化芸術に関する専門的知識及び技能を有する者の育成に努める。

3 市は、市民と文化芸術をつなぐ役割を担う専門人材の配置（文化コーディネーター）その他必要な施策を講じるよう努める。

4

・タイトル：(人材育成・情報発信？共有？提供？)

・4 市は、市民と文化芸術をつなぐ情報提供のシステム及び場を作るよう努める。

(乳幼児・児童・生徒の文化活動の充実)

第8条 市は、次代の文化芸術の担い手となる子どもが感性を磨き、豊かな創造力(想像力)を育むことができるよう、乳幼児期から文化芸術に親しむ機会の提供や環境の整備に努める。

2 市は、子どもへの文化芸術に関する教育活動を充実させるため、学校、文化芸術団体、家庭及び地域の活動が相互に有機的に連携できる施策を講じるよう努める。

3

・乳児がいないのは「文化活動」をしないからか？年齢の線引きは難しいように思う。

・マンガ・アニメ・若者文化に言及するのはここでしょうか？どのように入れたら良いか要検討

演劇、市民劇、農業体験など、具体的キーワードを入れて、「それらを推進する」という言い回しにしても良いものか？

その他

座談会で出た様々な文化に関するキーワード（ヘソ家族、アニメ、YouTube、スクールバンド、東山フォトコンテストなど）やアイデア（デジタルサイネージを作る、野菜アートを作る）などはどのように条例に反映させていくのか？

具体的なキーワードを条例に盛り込んでも良い物なのか？または違った形でアイデアをまとめ残すのか？